

～地域ぐるみで安心のまちづくり～

避難行動要支援者支援事業のご案内

豊橋市では、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、避難にあたり家族等の協力が得られない等の理由から、災害時等における地域での支援が必要な方(避難行動要支援者)の台帳登録を進めています。

この台帳の写しを、登録者が住んでいる地域の自主防災会や民生委員の皆様にお渡ししますので、地域の中で日頃の見守りと災害発生時の支援に役立てるためにご活用くださいますようお願いいたします。

台帳登録ができる要支援者は次の方です

- ① 要支援または要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳を所持する方
- ③ 療育手帳を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ⑤ 障害支援区分の認定を受けている方
- ⑥ 障害者総合支援法における難病患者等
- ⑦ 上記認定や手帳は受けていないが類似した状況にある方



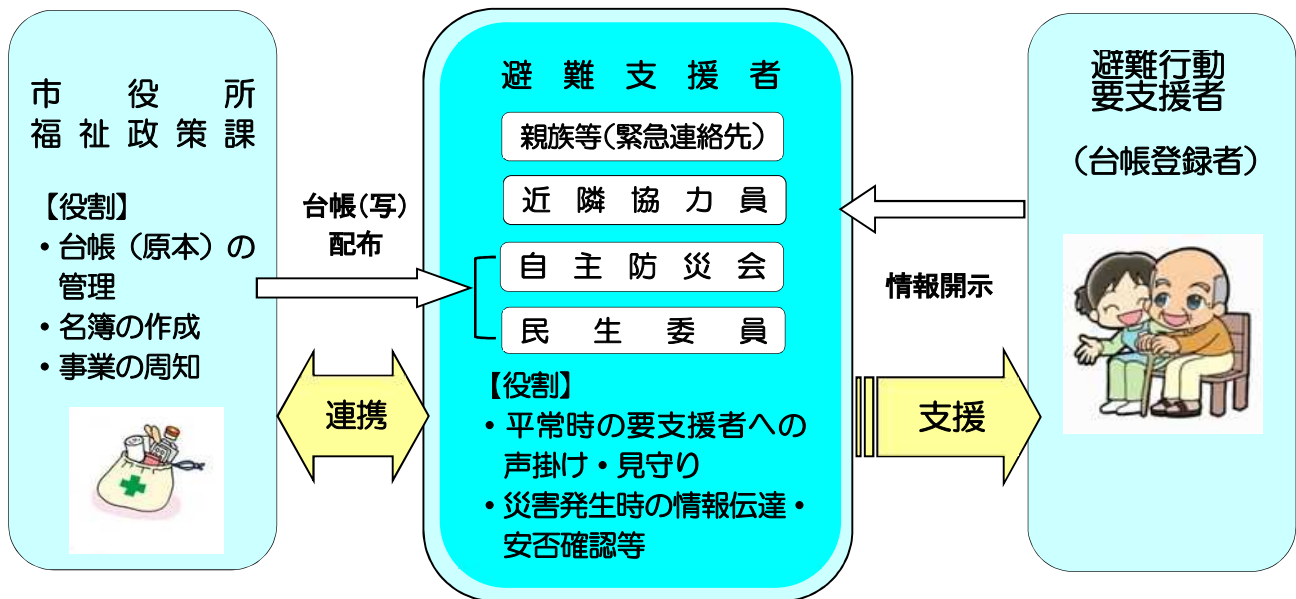
上記のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。

台帳登録の申し込みについて

介護保険サービス又は、障害福祉サービスの利用者には、ケアマネジャー、相談支援専門員などが事業の説明や近隣協力員の登録調整、申込書の提出を行ってまいります。サービスを利用されていない登録希望者は、ご本人やご家族に申込書の提出を行ってまいります。自主防災会や民生委員の皆様から、ご本人同意をいただいたうえで提出していただくことも可能です。
※登録申込書の記載にあたっては、登録要件を満たしていることが明らかとなるようお願いしています。

要支援者への支援について

本事業に登録された要支援者について、日頃の見守りをお願いします。また、災害発生時には、ご自身やご家族の安全確保を最優先として、可能な範囲で要支援者への支援をお願いします（決して責任を伴うものではありません）。



台帳の写しの管理について

登録台帳の写しは個人情報になりますので、取り扱いにご注意いただき、支援活動以外の目的に使用しないようお願いします。また、自主防災会長や民生委員の交代があった場合は引継ぎをお願いします。なお、登録された要支援者の情報について変更等があった場合は、福祉政策課までご連絡をお願いします。

(参考) 台帳登録申し込み時の近隣協力員について

「近隣協力員」は、要支援者の隣近所にお住まいの方をお願いしていただくもので、登録を希望する要支援者に対して、普段からの見守りや災害時における情報伝達、安否確認などの支援に心がけていただく方です。近隣協力員がいない場合でも台帳登録をしていただけますが、災害時に最も身近にいて頼りになるのが近隣協力員です。制度の趣旨をご理解いただき、極力登録していただくようお願いします。

災害時に備え地域の皆さまのご協力をお願いします。

お問い合わせ先

豊橋市役所 福祉政策課 電話51-2355 FAX56-2813
(東館3階)
Eメール：fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp